

2. 身体等に障害がある方のために生計を一にする方
または常時介護している方が運転する場合

別紙2

ア 身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	○	○	○	○		
聴覚障害		○	○			
平衡機能障害			○			
音声機能障害			○			
上肢不自由	○	○				
下肢不自由	○	○	○			
体幹不自由	○	○	○			
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 ○ 下肢機能 ○	○ ○				
心臓機能障害	○		○	○		
じん臓機能障害	○		○	○		
呼吸器機能障害	○		○	○		
ぼうこう又は直腸の機能障害	○		○	○		
小腸の機能障害	○		○	○		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○			
肝機能障害	○	○	○	○		

※音声機能障害は喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る（身体障害者手帳に喉頭摘出によるという記載がない場合は、福祉事務所長の証明書を提出してください。）

イ 戦傷病者手帳の交付を受けている方

障害の区分	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症	第1款症	第2款症	第3款症
視覚障害	○	○	○	○	○					
聴覚障害	○	○	○	○	○					
平衡機能障害	○	○	○	○	○					
音声機能障害	○	○	○							
上肢不自由	○	○	○	○						
下肢不自由	○	○	○	○						
体幹不自由	○	○	○	○	○					
心臓機能障害	○	○	○	○						
じん臓機能障害	○	○	○	○						
呼吸器機能障害	○	○	○	○						
ぼうこう又は直腸の機能障害	○	○	○	○						

ウ 療育手帳の交付を受けている方 … 「A」または「重度」の場合は対象

エ 精神障害者福祉手帳の交付を受けている方 … 「1級」のみ対象